

# 利益相反関係の管理に関する規則

平成30年5月7日(令和元年10月9日改訂) 公益社団法人全国大学保健管理協会

(目的)

**第1条** この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会(以下、「協会」という。)の第一種会員が代表を務める大学等において保健管理業務に従事する者、第二種会員、もしくは協会の役員や使用者等が定款第四条に定める協会の事業(以下、「協会事業」という。)である行為を行う際に、その者が行う協会事業以外の行為との間で利益が相反する可能性がある場合に、両行為の関係(以下、「利益相反関係」という。)を適正に管理することを目的とする。

(行為内容)

**第2条** この規則において、利益が相反する可能性のある協会事業の行為は、次のとおりとする。

- (1) 協会の定款21条に定める役員(理事および監事)への就任(再任を含む)
- (2) 定款36条、38条、および39条に定める事業組織の長(地方部会の代表世話人、委員会の委員長、事務長など)への就任(再任を含む)
- (3) 協会が開催する研究集会その他の行事における口頭・ポスター等による発表
- (4) 協会が発行する機関誌における論文等の刊行
- (5) 協会が提供するウェブサイトにおける記事等の刊行
- (6) 協会が指定するその他の事業およびそれに附帯する活動への従事

**第3条** この規則において、利益が相反する可能性のある協会事業以外の行為は、次のとおりとする。

- (1) 大学等における保健管理に関する業務および教育・研究活動に関して利害関係のある事業者等(以下、「関係事業者等」という。)の役員等への就任
- (2) 関係事業者等の株式もしくは経営参画権の保有
- (3) 関係事業者等が支払う給与、報酬、もしくは料金の受領
- (4) 関係事業者等が供与する労務の受領
- (5) 関係事業者等が寄付する金銭もしくは物品の受領
- (6) 関係事業者等が対象者の所属する機関に寄付する金銭、物品、もしくは機関内組織の優先的利用権の確保
- (7) 関係事業者等が委託もしくは助成する研究、または関係事業者等との共同研究における委託料・助成金等の受領
- (8) 関係事業者等からのその他の便宜供与の受領

(対象者)

**第4条** この規則を適用する対象となる者(以下、「対象者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号および第2号の役員もしくは事業組織の長に就こうとする者
- (2) 第2条第3号から第5号までの発表もしくは刊行を行おうとする者(共同演者もしくは共著

者を含む。)

(3) 第2条第6号の事業もしくは活動に従事しようとする者

(4) 前記1号から3号までの者と生計を一にする配偶者および一親等の親族

(申告・開示)

**第5条** 対象者は、利益相反関係に関する事実について、第2条の第1号、第2号、および第6号の場合は協会の理事会(以下、理事会という。)に対して申告し、同条第3号から第5号までの場合は情報の受け手に対して開示する。

**第6条** 前条の申告もしくは開示の水準は、次の通りとする。

(1) 第3条第1号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額100万円以上

(2) 第3条第2号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において利益として年額100万円以上もしくは所有として当該全株式の5%相当以上

(3) 第3条第3号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円以上

(4) 第3条第4号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円相当以上

(5) 第3条第5号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円以上

(6) 第3条第6号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額100万円相当以上

(7) 第3条第7号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額100万円相当以上

(8) 第3条第8号については、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円相当以上

(審査)

**第7条** 利益相反関係の申告もしくは開示の適切性は、疑義が生じた場合ならびに特に必要とされた場合に協会の理事会(以下理事会という。)が審査する。

2 理事会は、理事が当事者となる場合は、その者を除いて審査する。

3 理事会は、利益相反関係の管理の適切性の審査を協会が設置する研究倫理委員会(以下、「委員会」という。)に委任することができる。

4 前項の委任を行う場合は、第2項の「理事会」を「委員会」に読み替える。

**第8条** 理事会もしくは委員会により、利益相反関係の申告もしくは開示が不適切と判断された場合、または利益相反関係の申告もしくは開示の適切性を確保するために指示が出された場合、対象者はその判断もしくは指示に従うものとする。

2 対象者は、前項の判断や指示に異議がある場合、判断もしくは指示が伝達された日から1年

以内に総会に対して申し立てを行うことができる。

3 総会は、前項の申し立てが行われた場合、利益相反関係の管理の適切性を審査する。  
(改廃)

**第9条** この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附則**

この規則は、平成30年5月7日より施行する。

**附則**

この規則は、令和元年10月9日より施行する。